

## 群馬県立小児医療センターにおける公的研究費執行要領

### (目的)

第1条 この要領は、群馬県立小児医療センター（以下「センター」という。）における公的研究費の適正な取扱いに関する要綱等に基づき、職員等による公的研究費の適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公的研究費 特定の研究を遂行する目的で公的資金を財源として国又は国が所管する独立行政法人等（以下「資金配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金で、センターの責任において管理すべき経費
- 二 研究者 特定の研究における代表者・分担者のいかなを問わず、公的研究費の交付を受けたセンター所属の職員等

### (研究費執行の原則)

第3条 特定の研究遂行のため公的研究費の交付を受け当該研究を行う研究者は、当該研究費の趣旨を理解し、採択課題の発展のためその執行に当たっては計画的・効率的に行うものとする。

### (支出の原則)

第4条 公的研究費の経理は、事務局長が所掌するものとする。

- 2 公的研究費の支出手続は、原則として群馬県病院局財務規程（平成15年3月31日病院管理規程第5号）その他群馬県病院局の定める関係規程に準じて処理するものとする。

### (支出の範囲)

第5条 公的研究費から支出できる経費は、特定の研究遂行に必要な経費とする。ただし、関係法令及び資金配分機関の定めに規定された費用として使用してはならない。

- 2 研究者は、前項の経費を支出する場合、当該経費が特定の研究遂行に必要な経費であることについて、あらかじめ事務局長に協議するものとする。

### (執行の期間)

第6条 公的研究費の執行の期限は、資金配分機関の定めによるものとする。

### (物品費支払手続)

第7条 研究者は、物品等購入に係る経費を支出しようとするときは、事務局長に協議するものとする。

- 2 事務局長は、研究者から協議を受けたときは、内容を確認し、適正と認めるときは、

購入すべき物品等の性質から適当と認められる業者等へ発注するものとする。

- 3 事務局長は、センターに納入される全ての物品等の検収を実施後、請求書に基づき、経費の支払手続を行うものとする。

#### (旅費支払手続)

第8条 研究者は、当該研究に係る出張の旅費の支出をしようとするときは、事前に旅行予定表等を提出するなどにより、事務局長に協議するものとする。

- 2 研究者は、当該出張を行った後は、出張報告書を作成するとともに、出張概要を確認できる書類等を添付し、事務局長まで提出するものとする。
- 3 事務局長は、研究者から出張報告書及び関係書類等が提出されたときは、内容を確認し、当該出張の事実が認められるときは、旅費の支払手続を行うものとする。なお、旅費の支払は原則として精算払いとするが、海外出張の場合に限り、研究者の意向により概算払いとすることができる。

#### (人件費・謝金支払手続)

第9条 研究者は、当該研究に係る作業従事者等に対し人件費又は謝金の支出をしようとするときは、作業従事者が作成した出勤表を確認の上、事務局長まで提出するものとする。

- 2 出勤表は作業従事者等が出勤日に作業時間を記入及び押印するとともに、研究者が実際に作業従事したことを証明するものとする。
- 4 事務局長は、研究者から第1項に規定する書類が提出されたときは、内容を確認し、作業事実が認められるときは、人件費又は謝金の支払手続を行うものとする。なお、人件費又は謝金の単価は、原則として別に定める単価を基準とする。ただし、翻訳・校閲、聞き取り調査謝礼、専門的知識の提供等、この基準により難しい場合は、妥当な根拠をもって積算し、事前に事務局長の承認を得た上で研究代表者が単価を決定することとする。
- 5 出勤表は、原則として事務局長が管理するものとする。ただし、作業場所の特殊性等やむを得ない事由に基づき、事務局長が管理することが適正でない場合はこの限りではない。

#### (その他支払手続)

第10条 研究者は、第7条から第9条に規定する経費以外の経費の支出をしようとするときは、経費の支出の妥当性を確認できる書類等を作成し、事務局長まで提出するものとする。

- 2 事務局長は、前項に規定する書類等が提出されたときは、内容を確認し、適正と認められたときは、経費の支払手続を行うものとする。

#### (支払方法)

第11条 経費の支払は、原則として債権者に直接口座振替するものとする。ただし、事務局長が必要と認める場合には、現金による支払ができるものとする。

- 2 請求書等による振込口座の確認ができない場合において、研究者は、債権者となるべ

き者に対し、事前に口座振替申込書を事務局長まで提出させるものとする。

(支払の特例)

- 第12条 研究計画時には予想し得なかった要因による、時間的な制限、空間的な困難性、支払方法に関する諸条件その他やむを得ない事由に基づき、事務局長が必要と認める場合には、研究者による立替払ができるものとする。
- 2 前項の規定により立替払を行う際は、あらかじめ事務局長に協議するものとする。
- 3 立替払を行った研究者は、領収書及び支払内容がわかる書類等を、速やかに事務局長まで提出するものとする。

(委任)

- 第13条 この要領に定めるもののほか、公的研究費の執行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年3月1日から施行する。